

◆不在者投票

不在者投票も、期日前投票と同じく告示日の翌日から投票日前日まで（4月17日から4月22日まで）です。

「選挙期日は20歳だが、期日前投票時点は未成年の場合」

国東市選挙管理委員会事務局で投票を行います。

「指定病院等での不在者投票」

大分県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設に入院、入所している方は、当該施設内で不在者投票ができます。

事前に、本人によるか、または投票管理者（病院長など）を通じ、国東市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

「国東市外（一時滞在地）で行う不在者投票」

出張や旅行などで居住地を不在とし、投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、滞在している市町村の選挙管理委員会において、不在者投票ができます。事前に、国東市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

「重度身障者等の郵便等投票」

身障者手帳、戦傷病者手帳の所持者や介護保険の要介護者のうち、次の要件に

該当する場合、自宅などから郵便などによる不在者投票ができます。

この場合、国東市選挙管理委員会から、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、4月19日までに所定の請求書に本人が署名をして投票用紙を請求してください。

《郵便投票の要件》

- 身障者手帳の所持者で、両下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級か2級の人、または心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいがある1級から3級の人。免疫の障がいがある1級から3級の人。
- 戦傷病者手帳の所持者で、両下肢、体幹の障がいがある特別項症から第2項症までの人、または、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいがある特別項症から第3項症までの人。
- 介護保険法に規定する要介護者で、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人。

「郵便等投票対象者のうち、代理投票ができる場合」

前記に該当する人で、次の障がいがある人は、本人に代わって代理人が自宅などで投票用紙に記載することができます。

この場合、国東市選挙管理委員会から、あらかじめ、代理記載用の郵便等投票証明書の交付を受け、4月19日までに所定の請求書に代理人が署名をして投票用紙を請求してください。

《代理投票の要件》

- 身障者手帳の所持者で、上肢または視覚の障がいがある1級の人。
- 戦傷病者手帳の所持者で、上肢または視覚の障がいがある特別項症から第2項症までの人。

※なお、不在者投票用紙の請求および受付は、すべての場合において、国東市選挙管理委員会事務局宛となります。

◆開票

4月23日の投票が終了次第、選挙区（開票区）ごとに午後9時から開票を行います。

開票場所
国見生涯学習センター（みんなかん）
アストくにさき アグリホール
武蔵B&G海洋センター
安岐中学校体育館